

令和7年度 顧問弁護士による法律相談実施状況

No.	相談時間	トラブルの相手	相談区分	相談内容	回答概要	結果
1	30分	雇用主	契約、処遇、雇用	給与体系について、関係法規に照らして問題ないか、疑問である。	就業規則等を細かく検討しないと適法かどうかかわからない。また、最終的な判断は裁判所が行うが、労力、費用、時間等がかかる。 労働局、労働委員会、労働組合、弁護士による任意交渉等の方法があり、どういう問題提起の仕方がよいか、検討されたい。	相談終了
2	15分	利用者家族	契約	「契約書に契印がなく、判子を押せない」など、重箱の隅をつつくようなことばかり言い、契約が進まない。	法的には契印がなくても問題ない。 この調子だと、今後、クレーム対応で疲弊するのが目に浮かぶので、契約を断る方向もありではないか。	相談終了
3	30分	利用者家族	契約、ハラスメント	介護者が威圧的だったので、カスハラに当たると判断し、契約を解除した。介護者が県や市に文句を言ったようで、市は提供拒否の禁止に違反すると言ってきている。	現場担当者において威圧的と感じたのであれば、カスハラに当たる状況だったのだろうと思われる。もっとも、市にそのまま反論しても市も引き下らないおそれがある。そのため、事業所の経営主体に顧問弁護士がいるのであれば、当該顧問弁護士を代理人にして、市に異議を言うなり介護支援専門員協会として文句を言うなりした方がよい。	相談終了
4	15分	雇用主、上司、同僚	契約、処遇、雇用	仲間外れにする、ケアマネ職として雇用されたのに、違う仕事の異動辞令が出され、給料も大幅に減らされそうになるなどのパワハラを受けている。	労基署に相談し、パワハラ防止の改善指導をさせたほうがよい。 弁護士に依頼して対応したほうがよい。 法テラスに相談するとよい。	相談終了
5	20分	雇用主、上司、同僚	契約、処遇、雇用	上記と同じ事案。弁護士に相談したが、何をもってパワハラと判断したのか、ケアマネ協会の顧問弁護士から書面をもらった方がよいと言われた。	仲間外れや急な異動で給料を大幅に下げようとするなどの事情から、パワハラ以外の何ものでもない。その弁護士の意図が不明だが、その弁護士に依頼しても思うように進めないであろうから、新潟県弁護士会に電話して、別な弁護士を紹介してもらうのがよい。	他機関を紹介
6	10分	雇用主、上司、同僚	契約、処遇、雇用	上記2つと同じ事案。労働委員会に相談したが効果がない。 新潟県弁護士会から弁護士を紹介してもらい、相談した。その弁護士に依頼しようと思う。	労働審判を申し立てた方がよいと思うが、依頼する弁護士とよく相談した方がよい。	相談終了